

## 令和元年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和2年6月1日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考
特別養護老人ホーム(7施設) 養護老人ホーム(1施設) 軽費老人ホーム(1施設)	令和元年10月 ～ 令和2年2月	愛光園 (かつらぎ町)	(1)人事・職員処遇等について ・夜勤業務に常時従事する職員については、6月以内ごとに1回定期的に健康診断を実施すること。	1	1	100%	
			・施設長について、資格を有する適切な職員を配置すること。	1	1	100%	
		愛の園 (上富田町)	(2)施設運営等について ・重要事項が掲示されていなかったため、施設の見やすい場所に掲示すること。	1	1	100%	
		ありだ橋苑 (有田市)	・勤務表はサービスごと及び月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との業務関係等を明記すること。	7	7	100%	
		きしがわ園 (紀の川市)	(3)施設・設備等について ・機能訓練室に物品が置かれ、機能訓練を行うために必要な広さが確保されていなかったため、整理し、機能訓練を行うときに支障が生じないようにすること。	1	1	100%	
		国城寮 (橋本市)	(4)入所者の処遇について ・重要事項説明書に職務の内容、事故発生時の対応を追記すること。	1	1	100%	
		ケアハウスヘリオス (広川町)	(5)預かり金等について ・入居者預り金は、施設の管理要領に規定する書類を作成し、適切に管理すること。	1	1	100%	
		白浜日置の郷 (白浜町)	(6)利用料等について ・入所者の入院等の費用の算定期間中に入所者のベッドを短期入所生活介護に利用する場合、入所者の同意を得る必要があるが、同意を得た記録がなかったため、今後は入所者の同意を得た旨を記録すること。	1	1	100%	
		百々千園 (白浜町)	・個別機能訓練加算は、個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等行わなければならないが、個別機能訓練の効果、実施方法等に係る評価等に関する記録が確認できないものがあったため、漏れることなく記録すること。	1	1	100%	
		緑風苑 (海南市)	・個別機能訓練加算は訓練の実施時間を記録すること。	1	1	100%	
			・経口維持加算(Ⅰ)を6ヶ月を超えて算定する場合は、入所者の同意を得ること。	1	1	100%	
			・精神科を担当する医師に係る加算について、認知症である入所者が3分の1以上であることが確認できないため、過去5年間を自主点検し、算定要件を満たさないものは介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。	1	1	100%	
			・日常生活継続支援加算(Ⅰ)の算定要件である認知症である者の日常生活自立度の決定にあたっては、医師の判定結果、主治医意見書又は医師の判定が無い場合にあっては、認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度を用いなければならないが、生活相談員が判定を行っていたため、改めるとともに、過去5年間を自主点検して、その結果を報告すること。	1	1	100%	
			・栄養マネジメント加算は、低栄養状態のリスクの高い者に対するモニタリングはおおむね2週間ごとに行う必要があるため、モニタリングの間隔を見直すこと。	1	1	100%	
			・勤務実績において、夜勤職員配置加算の算定要件を満たしていないことが確認されたため、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。また、算定開始日からの分も自主点検し、算定要件を満たさないものは、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、その結果を報告すること。	1	1	100%	
			・介護職員処遇改善加算の対象に専従の生活相談員を含めていたため、精査し、実績報告に変更がある場合は、再提出すること。	1	1	100%	
合計数		9施設	6項目 16事項	22	22	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

## 令和元年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和2年6月1日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
介護老人保健施設(3施設) 介護医療院(1施設)	令和元年10月 ～ 令和2年1月	クオリティライフ和歌山 (有田川町)	(1)施設運営等について	・苦情相談窓口、苦情処理体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置に関する掲示がなされていなかったため、掲示すること。	1	1	100%	
			(2)施設・設備等について	・消火訓練及び避難訓練について、年1回の実施となっているので、年2回実施すること。	1	1	100%	
		田辺すみれ苑 (田辺市)	・消防訓練(消火・避難訓練)を年2回実施しているが、そのうち1回は夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施すること。	1	1	100%		
			玉置病院介護医療院 (田辺市)	・消防用設備の業者点検において、誘導灯等について不良の指摘を受けているので、早急に改善すること。	1	1	100%	
		プラトン (美浜町)	(3)利用料等について	・ユニット型介護保健施設サービス費について、退所者の退所後30日以内に従業者が退所者の居宅を訪問すること等により、居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録しておく必要があるが、退所者の居宅における生活が継続する見込みである旨の記載が不明瞭であったため、明確に記載すること。	1	1	100%	
			・退所時情報提供加算について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、所定の様式により必要な事項を記載して、入所者又は主治の医師に交付することとなっているが、所定の様式により作成されていなかったため、所定の様式により作成すること。	1	1	100%		
			・在宅復帰・在宅療養支援等指標の1つである入所前後訪問指導割合を算出するに当たり、当該指導については、その指導日及び指導内容の要点について診療録等に記録することとされているが、家族への指導に係る記録が確認できないものがあったため、今後は、家族への指導に関しても記録すること。	1	1	100%		
			・在宅復帰・在宅療養支援等指標の1つである理学療法士等の配置割合を算出するに当たり、理学療法士等が当該3月間に勤務すべき時間数の算出を、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いていなかったため、今後は改めること。	1	1	100%		
			・訓練時間が20分に満たないものであるにもかかわらず、理学療法に係る特別診療費を算定している事例があったため、介護報酬を自主返還(過誤調整)し、返還完了後報告すること。又、過去5年間について自主点検し、結果を報告すること。なお、返還を要するものは介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、返還完了後報告すること。	1	1	100%		
		合計数		4施設	3項目 9事項	9	9	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。